

議案第30号

財産の無償貸付について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償貸付することについて、議会の議決を求める。

平成29年4月27日提出

三宅町長 森田 浩 司

記

1 無償貸付をする財産

土地

所	在	奈良県磯城郡三宅町大字屏風430番38
地	目	宅地
地	積	218.71㎡

2 無償貸付の相手方

奈良県磯城郡三宅町大字屏風440番地の5
東屏風自治会
会長 池田 年 夫

3 無償貸付の理由

当該財産は奈良県住宅供給公社による屏風団地造成に伴い、同公社から町に対して寄附を受けたものであり、昭和54年から三宅町中央公民館東屏風分館の用地とし供してきた。東屏風自治会の意向を踏まえ、地元自治会の自主的な活動を支援するため、当該財産を無償で貸し付けるものである。

4 無償貸付の条件

無償で貸し付ける土地は、自治会運営に使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

5 無償貸付の期間

貸付契約締結の日から20年間とし、更新ができるものとする。